平成２２年（フ）第４３０号
愛知県瀬戸市井戸金町298番地
債務者　小﨑　道幸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅賀　　哲
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目53番31―801号
債務者　大坪　功典
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　雄一
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
札幌市南区川沿６条４丁目３番14号　ハルミ大空ハイツカワゾエ205号
債務者　千田　雅康
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
群馬県渋川市北橘町小室636番地１
債務者　星野　良雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
群馬県渋川市北橘町小室636番地１
債務者　星野きぬ子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
千葉県木更津市清川２丁目16番18号、破産手続開始申立時の住所千葉県木更津市清見台東１丁目２番20号
債務者　石井　喜憲
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３７１号
札幌市中央区南９条西４丁目３番15―704号
債務者　鈴木　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健介
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５号
富山県黒部市栃沢86―13、住民票上の住所富山県黒部市生地吉田9676番地
債務者　伊東　宗信
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３４号
岡山県津山市川崎906番地17
債務者　狩野　正昭
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木基彰
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８５７号
静岡市葵区新伝馬３丁目17番７号　クレール新伝馬201号、前住所静岡市葵区与一３丁目１番23号
債務者　海野　　満
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　絵美
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月27日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３号
滋賀県栗東市綣10丁目１番30号
債務者　薗田　浩三
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　破産債権の届出期間　平成22年４月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９９９号
広島県安芸郡熊野町出来庭７丁目13番８号
債務者　越智佐津枝
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤いずみ
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４号
秋田県横手市十文字町字西上70番地12
債務者　高橋　松美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道稚内市富岡３丁目20番５号
債務者　佐々木康之
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月12日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部